バイエル

サプライヤーのための行動規範

持続可能性は、バイエル・バリューにとって重要な要素であり、当社のビジネス戦略にとって欠かすことのできない一部をなしています。

目次

	Page
前文	3
// 倫理	4
// 人と労働	6
// 健康、安全、環境	8
// 品質	10
// ガバナンスおよびマネジメントシステム	11
用語集	13
参考資料	14

前文

「持続可能な発展」は現在から将来にわたり地球に暮らす人々のクオリティー・オブ・ライフ（QOL）の向上に貢献する一方で、地球を害することなく、あるいは地球の資源を枯渇させることなく経済成長を維持するための世界的に認められている取り組みです[1]。持続可能性はあらゆる企業を成功へ導き、将来の発展を守ることに大きく寄与すると考えられています。

バイエルは、国連グローバル・コンパクト（UNGC）の創設メンバー企業の一社として、事業と戦略を常に見直すことで、人権、労働、環境、不正防止の分野で、普遍的に受け入れられている10原則を遵守しています。

バイエルはまた1994年以来、健康、安全、環境への取り組みを継続的に改善しているほかの企業とともに、化学工業界における自発的な Responsible Care initiative を支持してきました。

バイエルは Pharmaceutical Supply Chain Initiative (PSCI) 、そして Together for Sustainability Initiative (TfS) の一員として、倫理、人と労働、健康、安全と環境、品質および関連する規定、およびマネジメントシステムの原則を全面的に支持しています。

バイエルサプライヤーのための行動規範は、バイエルグループのいくつかの重要な内部規程にも盛り込まれている「持続可能性」の揺るぎない原則を考慮して作られています:

// 持続可能性は、バイエル・バリューにとって重要な要素であり、当社のビジネス戦略にとって欠かすことのできない一部をなしています。

// Sustainable Development Policy に沿って、バイエルは持続可能な発展の原則に対するコミットメントを明確に定義しています。

// バイエルの Human Rights Position は、人権と労働条件について国際的に認められた原則を支持していることを企業グループ内に広く明確に示しています。

// バイエルの Corporate Compliance Policy は、社員が倫理的に行動し、法律を遵守することが、企業にとって何よりも重要であるということを示しています。

これらすべての活動は、バイエルが、倫理面、社会性、環境保護におけるそれぞれの基準に照らし合わせ、どのように責任を負っているか、バイエルグループ企業が持続可能な発展の原則を日々の事業の中で、どのように実行に移しているかを明確に示すものです。従ってバイエルの調達プロセスには、倫理面、社会性、環境保護、およびさらなる品質保証とリスク最小化の原則が定着しています。

サプライヤーのための行動規範に示されている原則は、協業するサプライヤーの選択と評価の重要な要素として位置付けています。さらにサプライヤーには、サプライチェーンの全般にわたってこれらの基準を遵守することを求めています。サプライヤーがこれらの原則に違反し、改善計画に同意できない、または改善計画を実行できない場合、バイエルは取引関係の継続を再決定する権利を留保します。

したがって、このサプライヤーのための行動規範は、人々、動物および植物のより良い健康に貢献する努力の推進を含め、これらの原則をどのように日々のビジネスで実行に移すべきかについて相互理解を深めることを目的として提供しています。

[1]バイエル持続可能性方針

倫理

社会的責任を果たすため、サプライヤーの方々はビジネスを倫理的な方法で遂行し、誠実に行動するものとします。倫理的要件には以下の項目が含まれます:

誠実なビジネス

いかなる不正・恐喝・横領・マネーロンダリングも行わない、また容認しないものとする。取引先または政府関係者に対して、賄賂やその他の不法行為にあたる物品やサービス（「利益供与金」等）の受領も提供もしないものとする。バイエル社員に対し、賄賂とみなされる可能性のあるいかなる種類の贈答品や個人的な利益に資するものを提供してはならない。いかなる場合においても、取引関係に不適切な影響を及ぼすような贈答品や接待は提供してはならず、適用法または倫理基準に違反してはならない。

利益相反

バイエル社員がサプライヤーの事業のいずれかにおいて、公私を問わず重要な財政的利点や利益を有するなど、利益相反となるいかなる状況についてもバイエルに開示するものとする。

内部通報システムの設置

サプライヤーの職場における懸念事項や潜在的な不正行為を、報復、脅迫またはハラスメントの脅威なしに通報するよう奨励し、制度を設けるものとする。どのような通報も、その内容を極秘に取り扱う。通報があった場合は調査を行い、必要に応じて是正措置を講じる。バイエルの事業遂行に影響を及ぼす可能性がある、またはサプライヤーやバイエルの評判に悪影響を及ぼす可能性がある法的措置、行政調査または訴追について、バイエルに通知するものとする。

いかなる場合においてもバイエル社員がこれらの原則に反して行動したと考える場合、サプライヤーまたはその社員はコンプライアンス・ホットライン (www.bayer.com/en/corporate-compliance-policy.aspx) にその懸念を報告することが推奨される。

公正な競争

公正な競争のもと独占禁止法に則ってビジネスを遂行する。

国際貿易管理

事業に該当する輸出管理規則を遵守し、必要に応じて、正確かつ真実である情報を税関およびその他当局に提供しなければならない 。

プライバシーと知的財産

守秘義務を守り、知りえた情報を適切な用途にのみ使用するものとする。自社およびバイエル社員の個人情報ならびに知的財産権を保護する。

事前にバイエルの書面による同意を得ることなく、バイエルまたは関連会社の社名やマーク、または宣伝活動や広告に用いられている製品を使用してはならないものとする。

データのプライバシーとデータ保護

バイエルの機密情報またはデータが含まれるサプライヤーの情報システムは、不正なアクセス、使用、開示、修正または破棄から適切に管理および保護されるものとする。正当な業務上の目的に限り個人情報を収集し、合法かつ透明性があり、安全な方法で使用し、アクセスが許可された者とのみ共有し、セキュリティポリシーに従って保護し、必要な期間のみ保持し、個人情報にアクセスできる第三者にはその保護を義務付けるものとする 。

倫理

公正な販売活動

医療従事者および医療機関(HCP、HCO)との交流は、医療活動を向上し、究極的には患者に利益をもたらすことを目的としている。交流は、HCPおよびHCOへの製品情報提供や、科学的・医学的・教育的情報の提供、または医学的研究および教育の支援に重点を置くべきである。いかなるものも、処方業務に不適切な影響を及ぼすような方法で、HCPおよびHCOに提示または提供してはならない。

同様に、バイオ技術および農薬製品をマーケティングまたは販売する際の相互関係も、公正で倫理的な慣行に従うべきである。販売広告、販促、マーケティング資料を作成するサプライヤーは、誠実かつ正確な説明を通じてその職務を遂行することが求められる。

臨床試験の実施基準

国際的ガイドライン、国と地方の現行法規制、ならびに提案された業務に適用される広く認められた国際的な品質および安全性基準に従って臨床試験を実施するものとする。バイエルに代わって臨床試験に従事する場合、すべての臨床試験は医薬品の臨床試験の実施に関する基準　(GCP)のグローバル基準に従って実施され、厳格な医学的、科学的および倫理的原則、特にヘルシンキ宣言に従うものとする。

動物虐待防止

バイエル製品の品質または安全性評価を損なわない、規制当局が容認できる科学的で有効な予測可能な代替法がある場合は、その代価法を採用する。動物実験が不可欠な場合、試験に使用する動物数を最小限にとどめるものとする。サプライヤーは、最も人道的かつ科学的に有効な治験実施計画書を用いて動物実験を実施することを等しく約束するものとする。その動物実験は、研究および規制の要件を満たさなければならず、適用されるすべての法律に従ってのみ実施するものとする。

遺伝資源の利用

生物多様性条約に従い、遺伝資源の利用から生じる利益を公正かつ公平に共有できるものとする。

紛争地の鉱物

バイエルに提供する製品に、直接的または非直接的に武装グループへの資金提供または利益に資するような、および人権侵害を引き起こしたり助長したりするような紛争地域原産の鉱物を原料とする金属またはその派生物が含まれていないことを確認する。

人と労働

労働者の人権を守り、尊厳と敬意をもって社員に接することが求められます。これには以下の項目が含まれます:

児童就労の回避

バイエルは、サプライチェーンプロセスにおいて児童就労を容認しない。国際労働機関 (ILO) [2] の基本労働基準および国連グローバル・コンパクトの原則に従い、事業におけるあらゆる児童就労を回避しなければならない。現地の最低年齢法において就労や義務教育に必要な年齢がより高く規定されている場合、高い方の年齢を適用する。

雇用選択の自由

バイエルは、サプライチェーンプロセスにおいて奴隷労働、強制労働、拘束労働、および人身売買を容認しない。本人の意思によらない労働もまた認めない。個人所有物、パスポート、賃金、研修証明書、作業文書またはその他の文書を不適切な理由で保留するなどの行為は認めない。

結社の自由

自社の社員や労働者の代表との間でオープンかつ建設的な対話を約束するものとする。法律や条例に基づき、自社の社員に対し、結社の自由、労働組合の結成および加入、代表の選出、労働協議への参加、集団交渉への関わりに対する権利を尊重しなければならない。報復や差別を恐れずに自らの役割を行使できるよう、労働者の代表となって行動する社員に不利な待遇を与えないものとする。

労働時間、給与、給付

社員の労働時間は、該当する国の法律およびILO基準が定めた最長時間を越えてはならない。社員には、該当する法律に従い、定期的かつ適時に、全額で報酬が支払われるものとし、該当する国内賃金法を遵守しなければならない。給与および福利厚生は、社員およびその家族の適切な生活水準の実現を目的とする。法律や条例で別途定めのない限り、基本賃金から懲罰目的で金額を差し引くことは許されないものとする（これは、契約または法律に基づく損害賠償の権利を除外するものではない）。公正で優れた給与および福利厚生制度を社員に提供し、同等の価値の労働に対しては同等の支払いを貫くことが求められる。社員に十分なトレーニングと教育の機会を提供することが推奨される。

[2] 就業が認められるための最低年齢に関する条約（1973年採択、第138号）。最悪の形態の児童労働の禁止および撤廃のための即時の行動に関する条約（1999年採択、第182号）

人と労働

一体性および多様性

すべての社員に公平に接することを企業原則としなければならない。典型的な差別的取扱いとは、意識的か無意識かを問わず、関係のない社員の特徴、例えば年齢、障がい、民族性、家族状況、性別、性別表現、性同一性、遺伝情報、国籍、身体的特徴、政治的所属、妊娠、宗教、社会的出自、性的指向、労働組合への加入の有無、その他適用法において違法な基準を考慮に入れることである。自社の社員に対するいかなるハラスメントも禁じるものとする。

バイエルは、受容的かつ協力的な職場環境の提供と、社員の選択において多様性の追求を奨励する。同様にバイエルは、サプライヤーが様々な所有事業と連携することで、積極的なサプライヤー多様性プログラムを備えることを奨励している。

公正な待遇

社員に対する性的嫌がらせ・虐待、身体的懲罰、拷問、精神的・身体的強要、あるいは暴言やそのような待遇を思わせるすべての脅威を廃し、過酷で非人間的な扱いのない職場を提供しなければならない。さらに社員の実績との関連で、雇用契約を終了させることが法律によって認められていることが明記されている明らかな証拠を提示せずに、不当に雇用契約を終了してはならない。社員は、法律で定められた事前通知を遵守することを条件に、自由に退職することができる。該当する法律に則って、離職前に行った労働に対し、期日通りに全額を支払うものとする。

地域社会

操業する地域への責任を促進するべく、サプライヤーは地域住民の懸念に耳を傾け、健康で安全な生活条件を提供しなければならない。地域の雇用創出、地域の原料調達、教育の提供、インフラ開発を支援することが推奨される。

健康、安全、環境

社員、顧客、訪問者、下請け業者、およびその活動の影響を受ける可能性のあるその他の者の健康と安全のために適切な規定を設けるものとします。環境に配慮した効率的な運営方法を実施するものとします。この分野は以下の項目で構成されます:

職業上の健康と安全

化学的、生物学的、物理的な危険から社員を適切に保護するものとする。職場で肉体的に負担の大きい任務や状況、使用されるインフラに関連するリスクは、社員を保護するため適切に管理されなければならない。職場における健康と安全に関するリスクの軽減のため、また、事故や業務上の疾病を予防するため、適切な管理、安全な仕事の手順、適切なメンテナンス、必要な技術的保護対策を提供するものとする。また、社員に適切な個人用防護用具を提供するものとする。

特定の職場リスクまたは危険物[3] 中間生成物に含まれる化合物など) に関する安全情報を社員の教育、訓練、危険からの保護に利用するものとする。安全かつ健康的な職場環境には、最低限の飲料水、適度な照明、気温、換気、衛生、そして必要な場合は、安全で衛生的な宿舎が含まれる。

工程の安全性

全業務の運営、維持および安全基準に従って製品の製造、サービスの提供をするため安全プログラムを備えるものとする。プログラムは、施設や工程のリスクに適したものでなければならない。影響を受ける、または影響を受ける可能性のある第三者を確実に保護するため、その工程および製品に内在する危険を適切に伝達、開示および管理するものとする。同様に、重大な事故を分析し、適時に伝達するものとする。危険物の導入および工程に関し、随時リスク分析を行い、化学物質の放出、火災、爆発等の事故発生予防策を講じるものとする。

製品の安全性

製品安全規則を遵守し、製品に適切なラベル表示を行い、製品取り扱い要件を伝達しなければならない。正当な必要性がある場合は、すべての有害物質について必要な安全性関連情報をすべて含む該当文書を関係者に提供するものとする。これには、製品情報、安全性データシート、通知または登録確認、使用法および曝露シナリオが含まれる。自社製品の健康、安全、および環境面に関する情報をすべての関係者と積極的かつ率直に共有する。

[3] 国連　化学品の分類および表示に関する世界調和システム (UN GHS) の定義による

健康、安全、環境

緊急時の備え、リスク情報、トレーニング

職場のリスクに対する安全情報を社員および委託業者に提供するものとする。社員は訓練を受け、常に適切な保護を受けるものとする。職場や近隣、宿舎における関連リスクおよび緊急事態を特定し、評価するものとする。適切な防火、効果的な緊急計画、定期的な訓練および対応手順を導入することにより、これらの潜在的影響を最小限に抑えるものとする。

廃棄物と排出量

廃棄物、排気、排水を安全かつ合法的に処理、保管、移送、廃棄、リサイクル、再利用および管理することができるよう約束するものとする。人体もしくは環境に悪影響を及ぼす可能性がある活動は、適切に管理、測定および監視するものとする。有害物質の放出を最小限に抑えなければならない。有効成分には特に注意するものとする。危険物の過失による流出および一時的排出を防止もしくは最小限にするものとする。

天然資源保護と気候保全

天然資源（水、エネルギー源、原材料など）は経済的に使用し、保全するものとする。再生可能な天然資源の保全を確保するため、サプライヤーは、複数の利害関係者が開発し、広く認められた持続可能性基準および証明書の適用を促進するものとする。サプライヤーまたはそのサプライチェーンに起因する環境や気候への悪影響は、材料の調達時点で最小化または排除するものとする。

活動は、材料の削減、代替、収集、共有、維持、再利用、再流通、改修、再製造、再生利用などの循環経済原則に沿ったものであることが推奨される。環境および気候に配慮した製品、工程および技術の開発および使用に従事するものとする。

明確な目標および改善方針を用いて、原材料、エネルギー、排出、放出、騒音、廃棄物、有害物質、および天然資源への依存の削減など、継続的な環境改善を保証し、実証するものとする。

品質

該当する法規制を完全遵守し、高品質で安全かつ有効な商品およびサービスを提供するものとします。この分野は以下の項目で構成されます:

品質に関する条件

バイエルおよびバイエルの顧客のニーズを常に満たし、保証された通りのパフォーマンスを示し、意図した用途に対して安全に使用できる商品とサービスを提供するため、一般に認められている品質基準または契約上合意された品質要件を満たすものとする。商品およびサービスの品質に悪影響を及ぼす可能性のあるすべての重大な問題に直ちに対処するものとする。提供される商品およびサービスの仕様に影響を及ぼす可能性のある製造または供給工程の変更について、バイエルに通知しなければならない。

セキュリティおよび偽造防止策

サプライチェーン全体において適切なセキュリティ対策を講じるものとする。原産地から仕向地まで、バイエルへの輸送を完璧に行うものとする。

バイエルの製品、使用可能な部品、原料ならびに対応するノウハウが、偽造者、密輸業者、窃盗犯や無許可の第三者の手に渡るのを防ぎ、正規のサプライチェーン内にとどまるよう、サプライヤーの責任における必要かつ適切な措置を実施するものとする。サプライヤーは、目的地の国において偽造製品とみなされる輸出予定の製品を含め、第三者の行為を通じて偽造製品の製造または販売に不注意に関与していることを示す証拠を入手した場合、または提供された場合、第三者との関係を速やかに分析するものとする。バイエルはサプライヤーに対し、偽造製品に関連する活動の調査および遂行を支援するよう求める。

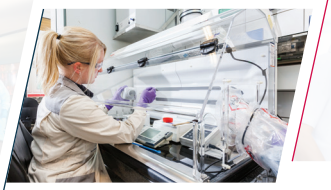

ガバナンスおよびマネジメントシステム

適用される法律の遵守を促進し、サプライヤーのための行動規範に定められた事項の継続的な改善を推進するマネジメントシステムおよびガバナンス構造を遂行するものとします。これには以下の項目が含まれます:

法的およびその他の条件

適用されるすべての国際、国内および現地の法規制、契約上の合意、ならびに国際的に認められた基準を特定し、従うものとする。一般的に認められる業界基準にも準拠し、適用されるすべての許可、証明書、ライセンスおよび登録を取得、維持、更新し、常に許可の制限および要件に従って業務を行うものとする。

システム、書面の作成および評価

サプライヤーのための行動規範の内容に関連するマネジメントシステムおよび管理法を開発、実施、使用、維持するものとする。サプライヤーのための行動規範に概説された原則への適合を実証するために必要な書面を維持するものとする。

コミットメントと責任

適切な資源を配分し、適用可能なすべての側面を方針および手順に組み込むことにより、サプライヤーのための行動規範で定められている原則を遂行するものとする。

リスクマネジメント

「サプライヤーのための行動規範」と適用法規で要求されるすべての分野においてリスクを定期的に特定し、評価し、管理する仕組みを導入するものとする。

サプライチェーンにおける持続可能な基準の通知

下位のサプライチェーンにおいても、サプライヤーのための行動規範で定められた持続可能性の原則にならうものとする。

事業継続

バイエルの事業を支援する業務について、適切な事業継続計画を遂行するよう奨励されている。

ガバナンスおよびマネジメントシステム

継続的な改善

内部または外部の評価、検査、およびマネジメントレビューによって特定された欠陥について、パフォーマンス目標の設定、実施計画の実行、および必要な是正措置の実施により、継続的な改善に対する自らのコミットメントを示すものとする。

社内教育とコンピテンシー

社内のマネージャーおよび社員が、「サプライヤーのための行動規範」の適用原則、適用法規および規則、一般的に認められる規範の内容に関する十分な理解・知識を習熟できるよう適切な研修方法を確立、遂行、維持するものとする。

透明性および開示

サプライヤーのための行動規範に定められた原則に従って、自社の経済的、社会的および環境的影響について外部に報告することが推奨される。

評価権

バイエルサプライヤーのための行動規範に示されている原則への適合性を確認するため、妥当な事前通知により、バイエルに自社の業績を評価する権利を付与するものとする。評価は、査定または監査などの形で、バイエルまたは資格を有する第三者が直接実施するものとする。

用語集

この用語集は、バイエルのサプライヤーのための行動規範で使用されている用語、組織、概念について説明または定義します。サプライヤーのための行動規範ガイダンス」では、本規範の側面についてより網羅的な説明を行い、主な期待事項と実践規範を述べ、さらに参考文献を提示しています。

紛争地の鉱物
// 現在定義されている紛争地の鉱物には、タンタル、スズ、タングステンおよび金といった金属が含まれており、これらはスズ石、コロンバイトタンタライトおよび鉄マンガン重石の派生物である。「3TG」ともいう [URL: www.responsiblemineralsinitiative.org]

社員
// 社員とは、従事している、またはサプライヤーに雇用されているスタッフや従業員を含む。

危険物
// 国連欧州経済委員会 (UNECE) により作成された、化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) の定義に従う。

人身売買
// 人身売買には、暴力、偽装または強制による人の補充、蔵匿、搾取環境への移動、および自らの意思に反する労働の強制を含む。

国際労働機関 (ILO)
// 国連機関であるILOは、国連加盟国187ヵ国の政府、雇用者、労働者をまとめ、労働基準の設定、方針の策定、全社員の適正な労働を促進するプログラムを考案する [URL: www.ilo.org]

個人情報
// 個人情報とは、特定された、または特定可能な個人に関するあらゆる情報をいう。

Pharmaceutical Supply Chain Initiative (PSCI)
// 非営利事業団体。会員は、製薬会社またはヘルスケア会社で、サプライチェーンの社会的、健康、安全、環境面に関する持続可能な成果を継続的に改善する責任ある慣行を確立・推進するためのビジョンを共有する [URL: www.pscinitiative.org/home]

サプライヤー
// サプライヤーには、バイエルに商品やサービスを提供する第三者や、そのような第三者の代理人や下請け業者が含まれる。

持続可能性
// 持続可能性は、倫理、人権（すなわち人と労働について）、健康、安全、環境に関わる領域を網羅する。

持続可能性の基準と証明
// 特定の分野（森林管理協議会、持続可能なパーム油のための円卓会議、責任ある鉱物イニシアチブ、レインフォレスト・アライアンスなど）において、自社の組織や製品の性能を実証するために企業が採用する、環境、社会、倫理、安全性問題に関連する、自主的な（通常は第三者による評価の）規範や基準。

Together for Sustainability (TfS) イニシアチブ
// 非営利事業団体。会員は化学薬品会社である。持続可能なサプライチェーンのための業界基準を構築することを目的とし、サプライヤーの持続可能性実績を評価し改善するための標準的アプローチを確立し、評価と監査を会員間で共有している。[URL: www.tfs-initiative.com]

国連グローバル・コンパクト (UNGC)
// 国連 (UN) が主導し、CEOのコミットメントに基づいて、ユニバーサルな持続可能性原則（「国連グローバル・コンパクトの10原則」とも呼ばれる）を遂行し、持続可能な開発目標などの国連目標を支援するための措置を講じることを目的とした自主的イニシアチブである。[URL: www.unglobalcompact.org]

参考資料

1) 社外の情報源

// **Circular Economy**
https://www.ellenmacarthurfoundation.org/
// **Convention on Biological Diversity**
https://www.cbd.int/
// **Declaration of Helsinki**
https://www.wma.net/what-we-do/medical-ethics/declaration-of-helsinki/
// **International Labour Standards (ILO)**
http://www.ilo.org/public/english/standards/norm/whatare/fundam/index.htm.ilo.org
// **OECD Guidelines for Multinational Enterprises**
http://www.oecd.org
// **OECD Guiding Principles for Chemical Accident, Prevention, Preparedness and Response**
http://www.oecd.org/env/ehs/chemical-accidents/Guiding-principles-chemical-accident.pdf
// **Pharmaceutical Supply Chain Initiative**
http://www.pharmaceuticalsupplychain.org
// **Responsible Care Global Charter**
https://www.icca-chem.org/responsible-care-global-charter/
// **Together for Sustainability**
http://www.tfs-initiative.com
// **United Nations Global Compact**
http://www.unglobalcompact.org
// **United Nations Guiding Principles**
https://www.ohchr.org/Documents/Publications/GuidingPrinciplesBusinessHR_EN.pdf
// **Universal Declaration on Human Rights**
http://www.un.org/en/universal-declaration-human-rights/index.html

2) バイエル固有の情報源

// **Biodiversity**
http://www.bayer.com/en/position-biodiversity.aspx
// **Bayer Principles for Animal Welfare and Animal Studies**
https://www.animalstudies.bayer.com/
// **Bayer Position on Human Rights**
http://www.bayer.com/en/bayer-human-rights-position.aspx
// **Bayer Responsible Care Position**
http://www.bayer.com/en/Responsible-Care.aspx
// **Bayer Sustainable Development Policy**
http://www.bayer.com/en/Sustainable-Development-Policy.aspx
// **Corporate Compliance Policy**
http://www.bayer.com/en/Corporate-Compliance-Program.aspx
// **Sustainability at Bayer**
http://www.bayer.com/en/Sustainability-and-Commitment.aspx
// **Water Position**
http://www.bayer.com/en/bayer-water-position.aspx

Bayer AG
Procurement
51368 Leverkusen, Germany
www.procurement.bayer.com
Version 5.1, December 2019